

資料 2

国民健康保険事業費納付金及び 標準保険料率の算定等について

平成30年3月19日

神奈川県保健福祉局

保健医療部医療保険課

国民健康保険事業費納付金の算定

平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うこととなります。保険給付に必要な費用は県が市町村に交付することとなりますが、その代わりに、市町村は県に納付金を支払う必要があります。

【納付金の算定スケジュール】

- 12月25日に国から納付金の算定に必要な確定係数が示され、当該係数等を基に納付金を算定した。
- 算定結果については、1月5日に各市町村に通知した。

【納付金の算定】

- 納付金を算定する際に必要な保険給付費の見込みについては、各市町村が推計した保険給付費見込みに診療報酬改定率（▲1.19%）を加味した上で算出した。
- 納付金は、年齢調整後の医療費水準が高い市町村ほど高くなり、また、所得水準が高いほど高くなる。
- 1人あたり納付金の伸び率を見ると、大幅に上昇している市町村はなく、国からの交付金を活用した激変緩和措置が上手く機能しているものと考える。

【納付金の徴収】

- 納付金額は年度途中に変更になることはなく、7月から9期に分けて、徴収することになる。

標準保険料率の算定

【標準保険料率の算定スケジュール】

- 納付金の算定結果を基に標準保険料率を算定した。
- 算定結果については、1月5日に各市町村に通知し、1月18日に県ホームページにて公表した。

【標準保険料率の位置づけ】

- 標準保険料率は、保険料率を設定する際の参考指標とされている。
- 標準保険料率については、市町村が行う財政調整基金からの繰入や、一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入等を考慮しておらず、また、所得や被保険者数も、国が定めた推計方法に基づき算出した推計値を用いているため、各市町村が実際に算定する保険料率とは異なる。

【標準保険料率の算定】

- 都道府県標準保険料率、市町村標準保険料率、市町村標準保険料率(各市町村の算定方式によるもの)の3つの標準保険料率を算定。
- 都道府県標準保険料率は都道府県間の比較、市町村標準保険料率は市町村間の比較が可能となる。
- 市町村標準保険料率(各市町村の算定方式によるもの)は各市町村が保険料率を設定する際の参考指標となる。

【各市町村の保険料率の設定】

- 各市町村は県から示された納付金を基に、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯の状況、保険料水準等を総合的に勘案した上で実際の保険料率を決定する。
- 県内の全市町村の保険料率が決定するのは、平成30年6月の予定である。

平成30年度予算の各市町村における保険料率の設定

- 本年1月に、県内市町村に対し、平成30年度の保険料率設定にかかるアンケートを実施し、集計結果は次のとおりである。
- 県内市町村の2/3以上が据え置き又は下げる予定と回答している。
- 上げる予定と回答した市町村は10市町村あるが、そのうち9市町村は5%以内の伸び率である。
- 保険料を上げる予定と回答した市町村は、法定外繰入の削減を予定しているところが多く、その影響が大きいと考えられる。
- 納付金のしくみの導入に伴う、保険料率の上昇は限定的であると考えられる。

保険料率の設定	対象市町村数
上げる予定(5%超)	1市町村
上げる予定(3%~5%)	6市町村
上げる予定(1%~3%)	2市町村
上げる予定(1%以内)	1市町村
据え置く予定	16市町村
下げる予定	7市町村

※ 本年1月時点でのアンケート集計結果であり、実際の保険料率の設定とは異なる可能性があります。

平成30年度予算の各市町村における法定外繰入金

- 本年1月に、県内市町村に対し、法定外繰入金の当初予算額にかかるアンケートを実施し、集計結果は次のとおりである。
- 県内33市町村中、25の市町村が前年度より減らす予定と回答しており、法定外繰入金の削減の動きが見られる。
- 県内全体の平成30年度の当初予算額では、平成29年度の当初予算額と比べ、23%の削減が予定されています。
- 平成30年度に、全国で1,700億円の公費が拡充されることが、法定外繰入金の削減につながったものと考えられる。

法定外繰入金の増減	対象市町村数
前年度より増やす予定	3市町村
前年度と同額	5市町村
前年度より減らす予定	25市町村

【法定外繰入金当初予算額の推移】

H28	H29	H30(予定)	H30に向けた削減予定額
35,442,057,000円	33,093,352,000円	25,476,492,000円	▲7,616,860,000円